

宇都宮市

# 支援事業一覧



農業王国  
うつのみや

令和8年4月1日現在  
※事業内容はR8年度のものであり、次年度以降は変更になる可能性があります。  
※昨年度からの変更点は赤字となっております。  
※支援事業の詳細は、各事業の問い合わせ先にご確認下さい。



## < 目 次 >

- ◆ 機械・施設導入支援 . . . . . p 1~13
- ◆ 法人化・組織化, 担い手支援 . . . . . p 14
- ◆ 助成金・交付金(担い手関係) . . . . . p 15~16
- ◆ // (生産振興関係) . . . . . p 17~21
- ◆ // (農地関係) . . . . . p 22
- ◆ // (鳥獣害関係) . . . . . p 23
- ◆ 6次産業化支援 . . . . . p 24
- ◆ 販路支援 . . . . . p 25~26
- ◆ 女性農業者支援 . . . . . p 27
- ◆ 貸付・その他支援 . . . . . p 28~29
- ◆ 索引 . . . . . p 30
- ◆ 問い合わせ先 . . . . . p 31



事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>園芸作物 生産性向上事業 (農林生産流通課)</p>	<p>市</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>1. 梨花粉採取機導入 ⇒ 災害に強い産地づくりに取り組むための梨花粉採取機 <b>対象者</b>：農業協同組合，営農集団 <b>補助率</b>：事業費の3/10以内</p> <p>2. 炭酸ガス殺虫装置導入 ⇒ いちごの収量・品質向上のため炭酸ガス殺虫装置 <b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の3/10以内（上限額500千円）</p> <p>3. ICT先進管理機器導入 ⇒ 作物の収量・品質向上のための環境測定等のICT機器 <b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の3/10以内（上限額500千円）※事業費200千円以上</p> <p>4. 環境制御装置等導入 ⇒ ICT環境測定機器等と連動し，自動で環境制御が行える機器 <b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の3/10以内（上限額1,000千円）※事業費500千円以上</p> <p>5. 自動農薬散布機導入 ⇒ 宇都宮市農業技術高度化研究会が開発に携わった，いちごの土耕栽培における省力化や農薬使用量低減が図られる自動農薬散布機 <b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の1/2以内（上限額1,000千円） <b>要件</b>：作業時間，収量・品質，農薬使用量等について，機械導入前後の変化を導入の翌年，翌々年に報告すること。</p> <p>※共通要件：事業費は複数機械の合計金額</p>
<p>園芸用省エネ設備等 導入支援事業 (農林生産流通課)</p>	<p>市</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>施設園芸における燃油使用量削減のための省エネ設備等の導入費用を補助 <b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の3/10以内（上限額1,000千円）※事業費500千円以上 ※ 加温施設の燃油使用量が10%以上削減される取組みであること ※ 事業費は複数機械の合計金額</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>土地利用型農業 生産施設等整備事業 【地域営農促進】 【新規就農促進】 (農林生産流通課)</p>	<p>市</p>	<p>—</p>	<p>○ ※1のみ</p>	<p>○ ※1のみ</p>	<p>地域営農に取り組む営農集団等に対し機械導入に要する費用の一部を補助</p> <p>1. 地域営農促進  <u>対象者</u>：経営規模を拡大する営農集団等  <u>補助額</u>：事業費の3/10以内 上限額 5,000千円  <u>主な要件</u>                      (1) 認定農業者であり、かつ地域計画のうち目標地図に位置づけられた者1人以上を含む構成員が3人以上の組織であること                      (2) 導入機械の利用面積が概ね10ha以上であること                      (3) 5年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること。ただし、同一組織が再度申請する場合は、組織の経理が一元化されていること。                      (4) 5年以内に地域(1集落もしくは2,3集落)の市内の水田の60%以上を集積する計画を持っていること。もしくは、5年以内に組織の構成員が、合計で38ha以上市内の水田を集積する計画を持っていること。(既に集積している場合は、5年以内に概ね3割程度拡大する計画を持っていること。)ただし、同一組織が再度申請する場合は、前回申請時の目標面積を達成していること。</p> <p>2. 新規就農促進  <u>対象者</u>：土地利用型農業の新規就農者(親元就農者含む)  <u>補助額</u>：事業費の1/2以内  <u>限度額</u>：3,000千円(1回限り)  <u>必須要件</u>  <u>主な要件</u>                      (1) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であり(予定も含む。)、5年後までに10ha以上の市内の水田を集積する計画を持ち、認定農業者を目指すこと等。</p> <p>共通事項：経営面積は、自己所有地・借地・作業受託地の面積とする</p> <p>3. 組織化促進(大規模個人農業者)  <u>対象者</u>：既に市内において経営面積30haを集積している認定農業者等  <u>補助額</u>：事業費の3/10以内 上限額：3,000千円(1回限り)  <u>主な要件</u>                      次に掲げる計画を持ち、その実現に向けて確実に取り組むこと等。                      ・5年以内に概ね3割程度経営面積を拡大させる計画                      ・5年以内に農業従事者3人以上の組織化を行う計画</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>(続き) 土地利用型農業 生産施設等整備事業 【地域営農促進】 【新規就農促進】 (農林生産流通課)</p>	市	—	○ ※1のみ	○ ※1のみ	<p>4. 営農支援システムと連携して使用できる農業機械導入 (1~3 に上乗せ補助)</p> <p><b>対象者</b>：上記1, 2, 3 の対象者  <b>補助額</b>：通常の機械導入にかかる費用との差額分に対し事業費の1/2以内  <b>限度額</b>：営農集団3,500千円, 新規就農4,500千円(機械1台限り)            ※上限は本体部分への補助と上乗せ補助の合計値</p> <p><b>主な要件</b></p> <p>(1) 営農集団, 新規就農者はそれぞれ1地域営農促進, 2新規就農促進, 3組織化促進の要件を満たすこと。            (2) 導入した農業機械を営農支援システムと連携して使用すること。            (3) 省力化, 肥料・農薬使用量等の削減目標を設定すること。また, 作業時間, 肥料・農薬の使用量等について, 機械導入前後の変化を導入の翌年, 翌々年に報告すること等。</p> <p>共通事項：ドローン購入に伴う場合, ドローン講習費用の3/10も補助対象 (上限額：90千円)</p>
<p>土地利用型園芸産地 新たなチャレンジ支援事業 (河内農業振興事務所)</p>	県	—	—	—	<p>県内土地利用型園芸産地の規模拡大を図るため, 試験栽培や機械・施設等の導入を支援</p> <p>1 新たなチャレンジ推進事業</p> <p><b>対象</b>：農業協同組合, 農業生産組織等  <b>補助率</b>：1/2以内</p> <p><b>要件</b></p> <p>(1)構想を策定した地区における取組であること            ※構想の目標年度において, 新たに産地へ参入する農業者が3名以上であること又は露地野菜の新たな品目の導入面積が概ね4ha以上であること。            (2)構想に沿った取組であること</p> <p><b>助成対象</b></p> <p>産地の新たな取組(新規栽培者の受入・新たな品目の導入)に要する以下に掲げる経費</p> <p>(1) 新品目導入等の検討に係る経費            (2) 試験栽培等に必要となる土壌分析や種苗, 土壌改良資材等に係る経費            (3) 販路開拓に係る経費            (4) 機械や鉄コンテナのレンタル等に係る経費            (5) 作業委託に係る経費            (6) その他目的達成のために必要な取組について農業振興事務所長が認める経費</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>(続き) 土地利用型園芸産地 新たなチャレンジ支援事業 (河内農業振興事務所)</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>2 新たなチャレンジ整備事業</p> <p><b>対 象</b>：農業協同組合，農業生産組織等</p> <p><b>補助率</b>：施設 4/10 以内，機械 1/3 以内</p> <p><b>要 件</b></p> <p>(1)構想を策定した地区における取組であること</p> <p>(2)構想に沿った取組であること</p> <p>(3)原則として，新たなチャレンジ推進事業と一体となって取り組むものであること。 ただし，新たなチャレンジ推進事業を実施せず，自主的に同様の取組を行う場合にあっては，この限りではない。</p> <p><b>助成対象</b></p> <p>(1)栽培管理機械（排水対策機械，播種機，移植機，管理機，薬剤散布機，収穫機等）</p> <p>(2)出荷調整機械・施設</p> <p>(3)一次加工機械・施設（洗浄機，皮剥き機，カット機，冷凍機械，パッケージ機，一次加工に必要な機械・施設）</p> <p>(4)乾燥貯蔵施設（乾燥施設，貯蔵施設，冷凍施設，鮮度保持装置，貯蔵用コンテナ等）</p> <p>(5)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める機械・施設等</p>
<p>土地利用型園芸 メガ産地育成強化事業 (河内農業振興事務所)</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>50ha 規模の園芸メガ産地を育成するため産地の規模拡大や複数産地の連携等の取組を支援</p> <p><b>対 象</b>：農業協同組合，農業生産組織等</p> <p><b>補助率</b>：事業費の 1/2 以内</p> <p><b>要 件</b></p> <p>(1)構想の承認を受けた地区における取組であること ※構想の目標年度において，露地野菜の作付面積が概ね 50ha 以上であること 又は露地野菜の販売額が概ね 250,000 千円以上であること。</p> <p>(2)構想に沿った取組であること</p> <p><b>助成対象</b>【ソフト】新たな策型の導入，同一ロットによる販売力の強化等に必要な経費， 園芸メガ産地づくりに向けた以下に掲げる経費</p> <p>(1) 農地の集積・集約化，産地間連携の検討等に係る経費</p> <p>(2) 大型機械のレンタル等に係る経費</p> <p>(3) 分業化の支援等に係る経費</p> <p>(4) 新たな作型の導入，土壌改良資材の購入等に係る経費</p> <p>(5) ほ場管理・販売管理システムの導入等に係る経費</p> <p>(6) 労働力の融通や共同配送の試験的な取組に係る経費</p> <p>(7) その他目的達成のために必要な取組について農業振興事務所長が認める経費</p> <p>【ハード】栽培に必要な機械・施設等（※） ※機械導入等（ハード）については，国庫事業（産地生産基盤パワーアップ事業等）を活用</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>「いちご王国・栃木」 生産拡大等支援事業 (河内農業振興事務所)</p> <p>※制度が変わる可能性があります。</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本県育成いちご6品種の生産拡大や高品質生産に必要な施設整備や既存施設の機能強化に対する支援</p> <p><b>対象</b>：農業協同組合，農業生産組織等</p> <p><b>補助率</b>：事業費の4/10以内（上限4,000千円/1経営体）</p> <p><b>要件</b> (1)産地強化計画に定めた目標達成に向けた取組であること，若しくは今後，同計画等に位置付け産地体制の強化を図る取組であること。  (2)受益農家3戸以上の取組であること  (3)園芸施設共済等の保険に加入すること  (4)栃木県GAP推進方針に基づく「栃木県いちご生産工程確認徹底運動」もしくは，GAP認証（GLOBAL.G.A.P, JGAP, ASIAGAP）に取り組むこと  (5)受益面積30a以上の取組であること（なつおとめを対象とした取組については，受益面積に3を乗じた数値を用いる）  (6)とちあいか，ミルキーベリーを対象とした取組については，栽培マニュアルに基づく生産を行う取組であること  (7)スカイベリーを対象とした取組については，栽培マニュアルに基づく生産を行い，品質を高める取組であること</p> <p><b>助成対象</b> (1)栽培用ハウス  (2)附帯設備  ※循環扇・自動換気装置，暖房・光合成促進装置，施肥・かん水装置，環境制御装置，クラウン冷却装置  (3)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p>
<p>施設園芸拡大整備支援事業 (河内農業振興事務所)</p> <p>※制度が変わる可能性があります。</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>トマト，にら，アスパラガス，なし，本県が開発したオリジナル品種，地域の特色を活かした園芸品目の生産拡大を図るための施設整備等に対する助成</p> <p><b>対象</b>：農業協同組合，農業生産組織等，認定農業者，園芸品目の事業継承者等（連棟ハウスの高機能化の取組の場合のみ）</p> <p><b>補助率</b>：事業費の4/10以内（上限4,000千円/1経営体，連棟ハウス高機能化は上限1,500千円/1経営体）  （※栃木県が開発したオリジナル品種及び地域の特色を活かした園芸品目の取組並びに機械は1/3以内）</p> <p><b>要件</b>  (1)産地強化計画又は果樹産地構造改革計画等に定めた目標達成に向けた取組であること，もしくは今後，同計画等に位置づけ産地体制の強化を図る取組であること（本県が開発したオリジナル品種の取組を除く）  (2)園芸施設共済等の保険に加入すること  (3)受益面積については下記いずれかを満たす取組であること  ①受益面積30a以上  ②本県が開発したオリジナル品種又は地域の特色を活かした園芸品目の取組及び事業実施主体が認定農業者の場合は10a以上  ③連棟ハウスの高機能化の取組及び事業実施主体が園芸品目の事業継承者の場合は10a以上</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地区に位置 付けられた者	事業内容
<p>(続き)</p> <p>施設園芸拡大整備支援事業 (河内農業振興事務所)</p> <p>※制度が変わる可能性があります。</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(4)受益農家3戸以上の取組であること(上記(3)の②③の取組を除く)</p> <p>(5)事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合は、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益農地の地目が田であり、受益面積が従来規模に比較し2割以上増加する取組であること</li> <li>・農地中間管理機構を活用した農地の権利設定がなされること</li> <li>・5年以内の法人化を目指す経営計画を作成すること</li> </ul> <p>(6)本県が開発したオリジナル品種の取組については、農業総合研究センターで開発されたオリジナル品種で、次に掲げるものであること</p> <p>※ うど、りんどう、あじさい</p> <p><b>助成対象</b></p> <p><b>【トマト、にら、アスパラガス】</b></p> <p>(1)栽培用ハウス</p> <p>(2)附帯設備 ※ ウォーターカーテン装置、かん水・養液栽培装置、遮光設備、高温抑制装置(細霧冷房装置)、自動換気装置、光合成促進装置</p> <p>(3)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p> <p><b>【なし】</b></p> <p>ジョイント栽培や根圏制御栽培に必要な施設等</p> <p>※ ジョイント栽培用棚、根圏制御栽培用ハウス、V字棚、附帯設備、その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p> <p><b>【県が開発したオリジナル品種】</b></p> <p>(1)栽培用ハウス (2)附帯設備</p> <p>(3)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p> <p><b>【地域の特色を生かした園芸品目】</b></p> <p>(1)栽培用ハウス (2)附帯設備</p> <p>(3)生産の効率化に資する機械</p> <p>※ 播種機、移植機、収穫機</p> <p>(4)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p> <p><b>要件(連棟ハウスの高機能化：園芸品目の事業継承者)</b></p> <p>(1)先代経営者が認定農業者であり、事業年度の前年度に農業経営の事業承継していること。または、事業年度に事業承継することが確実であること</p> <p>(2)本人も認定農業者となる見込みがあること</p> <p>(3)事業実施後、高機能化した連棟ハウスを3年以上継続使用すること</p> <p>(4)園芸施設共済等の保険に加入すること</p> <p><b>助成対象</b></p> <p><b>【連棟ハウスの高機能化】</b></p> <p>(1)高軒高化</p> <p>(2)附帯設備</p> <p>※ かん水・養液栽培装置、遮光設備、高温抑制装置(細霧冷房装置)、循環扇・自動換気装置、環境制御装置、光合成促進装置</p> <p>(3)その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容																				
<p>○農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ) ○地域農業構造転換支援事業 (農業企画課) (※旧強い農業・担い手づくり 総合支援交付金)</p>	市	○	○	○	<p>「地域計画」が策定されている地域において、地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。</p> <p><b>対象者</b>※以下のいずれかに該当</p> <p>(1) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者等 (2) 地域における継続的な農地利用を図る者として市が認める農業者</p> <p><b>対象事業</b></p> <table border="1" data-bbox="1104 368 2128 643"> <thead> <tr> <th></th> <th>農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ)</th> <th colspan="2">地域農業構造転換支援事業 ※R8新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備内容</td> <td>機械・施設等の導入等</td> <td>機械・施設等の導入等</td> <td>農業用機械のリース ※施設は対象外</td> </tr> <tr> <td>融資の活用</td> <td>必要あり</td> <td colspan="2">必要なし</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>整備内容ごとに50万円以上</td> <td colspan="2">整備内容ごとに50万円以上</td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td>5年以上20年以下</td> <td>5年以上 20年以下</td> <td>リースする機械・施設 の耐用年数以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>補助率</b></p> <p>(1) <b>農地利用効率化等支援事業</b> (融資主体支援タイプ)</p> <p>① 事業費の3/10 ② 融資額 ③ 事業費－融資額－自治体等の助成額 } ①～③のうち一番低い額</p> <p>(2) <b>地域農業構造転換支援事業</b></p> <p>〈購入の場合〉</p> <p>① 事業費の3/10 ② 事業費－自治体等の助成額 } ①、②のうち低い額</p> <p>〈リースの場合〉</p> <p>リース物件購入価格 × 3/7</p> <p>※機関が4年未満の場合は、以下により算定 リース物件購入価格 × (リース期間(1か月未満は切り捨て)/7年間) × 0.75</p> <p><b>上限額</b></p> <p>(1) <b>農地利用効率化等支援事業</b> (融資主体支援タイプ) : 法人・個人問わず3,000千円 ※目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合は、6,000千円 (・水田作等:20ha ・露地作:5ha ・果樹作:3ha ・施設園芸作:1ha)</p> <p>(2) <b>地域農業構造転換支援事業</b> : 個人:15,000千円, 法人:30,000千円</p> <p><b>事業の仕組み</b></p> <p>事業要望者の取組実績をポイント換算, プランの地区毎に集計し, ポイントの高い地区順に事業採択</p> <p><b>【ポイント項目】</b></p> <p>①付加価値額(農業収入－経費＋人件費)の拡大 ②経営面積の拡大 ③労働時間の短縮 ④経営管理の高度化 ⑤新規就農 ⑥農業者の育成 ⑦女性の取組 ⑧環境配慮の取組 など</p>		農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ)	地域農業構造転換支援事業 ※R8新設		整備内容	機械・施設等の導入等	機械・施設等の導入等	農業用機械のリース ※施設は対象外	融資の活用	必要あり	必要なし		事業費	整備内容ごとに50万円以上	整備内容ごとに50万円以上		耐用年数	5年以上20年以下	5年以上 20年以下	リースする機械・施設 の耐用年数以内
	農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ)	地域農業構造転換支援事業 ※R8新設																							
整備内容	機械・施設等の導入等	機械・施設等の導入等	農業用機械のリース ※施設は対象外																						
融資の活用	必要あり	必要なし																							
事業費	整備内容ごとに50万円以上	整備内容ごとに50万円以上																							
耐用年数	5年以上20年以下	5年以上 20年以下	リースする機械・施設 の耐用年数以内																						

【機械・施設導入支援】

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
経営資源有効活用 リフォーム支援事業 (河内農業振興事務所)	県	○	—	—	<p>新規就農者等が継承した、又は継承予定の経営資源（施設、機械）の修繕費用の一部補助（事業費 50 万円以上のもの）</p> <p><b>対象者</b>：認定新規就農者，経営資源移譲農家※，農業協同組合※</p> <p><b>補助率</b>：修繕費の 1/2 以内（上限 1,500 千円）※畜産の場合は上限 5,000 千円</p> <p><b>要件</b>※認定新規就農者の場合</p> <p>(1) 農業経営開始後 5 年以内の者であること</p> <p>(2) 新規参入者又は部門経営開始者又は複数の新規参入者が共同経営する農業法人であること</p> <p>(3) 親族以外から経営資源を購入，又は借りている（貸借契約期間は 3 年以上）こと</p> <p>(4) 生産物や生産資材等を当該事業申請者の名義で出荷・取引し，かつ当該事業申請者の名義の通帳等で管理していること</p> <p>※ 経営資源移譲農家及び農業協同組合については県単事業の産地人材育成確保事業におけるマイスター（指導者）の下で研修を受けた認定新規就農者に対して，3 年以内に譲渡又は貸借する場合に限る。</p>
産地生産基盤 パワーアップ事業 【収益性向上対策】 (農林生産流通課)	市	—	—	—	<p>収益力強化に計画的に取り組む産地に対し，計画の実現に必要な農業機械の導入，集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援</p> <p><b>対象者</b>：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられた農業者，農業者団体等</p> <p><b>対象事業</b>：乾燥調製施設，集出荷貯蔵施設，生産技術高度化施設 など</p> <p><b>補助率</b>：整備事業，機械リース導入・取得，生産資材導入 1/2 以内 ※改植は定額</p> <p>※ 事業の活用には面積要件や産地パワーアップ計画において基準を満たした成果目標を定める必要があるため，詳細については担当課にお問い合わせ下さい。</p>
畜産 ICT 機器 導入支援事業 (農林生産流通課)	市	○	○	—	<p>畜産 ICT 機器の導入に係る経費の一部を補助</p> <p><b>対象者</b>：農業協同組合，肥育牛部会，和牛改良専門部会，認定農業者 等</p> <p><b>補助率</b>：事業費の 3/10 以内</p> <p><b>要件</b>：畜産経営の効率化と飼養管理の省力化に資する ICT 機器であること</p>



事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
ICT水田水管理装置 導入支援事業 (農業企画課)	市	—	—	—	<p>水田における農作物生産の省力化を図るためのICT機器の導入を補助</p> <p><b>対象者</b></p> <p>① 農業法人，農事組合法人等の法人格を有する組織</p> <p>② 農業者が組織する法人格を有しない組織（集落営農組織，任意組織など）※</p> <p>※ ②については以下の要件に該当していること</p> <p>ア 代表者の定めがあり，組織又は運営について規約および機器管理規定を有すること。</p> <p>イ 市内に住所を有し，「実質化された人・農地プラン」に記載された認定農業者1名以上を含む構成員3名以上であること。</p> <p><b>対象経費</b> ICT水田水管理装置の導入経費 ※事業実施に要する機器や付属品も対象</p> <p><b>補助率</b> 事業費の3/10以内（上限1,500千円）</p> <p><b>要件</b></p> <p>① 水田水位等観測機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1台あたりの受益面積が概ね50aであること。</li> <li>・ 導入装置は，交付対象となる法人又は組織の構成員の自己所有地・借地及び作業受託地において利用するものであること。</li> </ul> <p>※ 借地は賃貸契約又は利用権設定を結んだもの，作業受託地は特定作業受託契約を結んだもの</p> <p>② 水田給排水ゲート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田水位等観測機器によって水位等が管理されている水田であること。</li> </ul>
農地の守り手・支え手 農業機械等導入支援事業 (農業企画課)	市	—	—	○	<p>農地の守り手・支え手を含む農業者団体が，農地及び農村環境の維持のために必要な乗用型農業機械，装置作業機械を導入，又は修繕する場合に，経費の一部を補助</p> <p><b>対象者</b></p> <p>(1) 利用区域内に耕作地を有する農業者3名以上で組織された団体（農地の守り手・支え手を1名以上含む）</p> <p>(2) 導入機械の利用区域や団体の役員・構成員，その他を定めた規約を有すること</p> <p><b>要件</b></p> <p>(1) 導入機械の仕様・性能が利用面積に対して過大でないこと</p> <p>(2) 利用面積は，自己所有地・借地・作業受託地の面積とする</p> <p>ただし，借地については，賃貸権・使用貸借権を設定していること</p> <p>また，作業受託地については，作業受委託契約を締結していること</p> <p><b>補助額</b></p> <p>(1) 機械の導入 3/10以内（上限2,000千円）</p> <p>(2) 修繕及び部品交換 3/10以内（上限1,000千円）</p> <p>※(1)は経費が300千円以上，(2)は経費が100千円以上であること</p> <p><b>対象機械</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗用型農業機械，装着作業型機械等その他農地の維持・保全に必要な農業機械</li> </ul>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地区に位置 付けられた者	事業内容
<p>新規就農者育成総合対策 【経営発展支援事業】 (新規就農者確保緊急円滑化対策 【世代交代・初期投資促進事業 のうち初期投資促進タイプ】)  (農業企画課)</p>	<p>市</p>	<p>○</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、親元就農者を含む新規就農者が農業経営の開始に当たって必要となる農業用機械・施設等の導入を支援</p> <p><b>対象者</b>            (1) 独立・自営就農時の年齢が49歳以下であること            (2) 認定新規就農者であること            (3) 目標地区に位置付けられていること、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること            (4) 雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと            (5) 本人負担分について、融資を受けていること</p> <p><b>対象経費</b>            機械・施設、家畜導入、果樹等の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費(※整備内容ごとに事業費500千円以上であること)</p> <p><b>補助率・補助上限</b>            補助率：3/4以内(国1/2, 県1/4) ※本人1/4負担            補助上限：750万円(※経営開始資金併用の場合：375万円)</p> <p><b>事業の仕組み</b>            事業要望者の取組実績をポイント換算し、ポイントの高い者から事業採択</p> <p><b>【ポイント項目】</b>            ①研修 ②サポート体制 ③経営管理の合理化 ④目標所得 ⑤家族経営協定の策定 ⑥農業版BCPの策定 ⑦データを活用した農業経営 ⑧農業経営の法人化 ⑨みどり認定の取得            ※③, ④, ⑦, ⑧, ⑨については事業実施年度の4年後までに取り組む目標として設定する。</p> <p><b>【経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠】</b>            (世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ)</p> <p><b>対象者</b>            将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者等</p> <p><b>対象経費</b>            (1) 機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕・移設・撤去等の取組に要する経費            (2) 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費            (3) 機械・施設等の導入、機械リース等に要する経費            ※(1), (2)は移譲者と継承者による共同申請が可能</p> <p><b>補助率・国費上限</b>            補助率：(1), (2)…事業費の国1/3以内・県又は市1/3以内            (3)…事業費の3/4以内(国1/2, 県1/4)            国費上限：600万円((1)~(3)の合計) ※経営開始資金との併用は不可</p> <p>※詳細については、農業企画課へお問い合わせください。</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>園芸産地事業継続強化対策 (旧農業用ハウス強靱化緊急対策事業) (農林生産流通課)</p>	市	—	○	○	<p>複数の農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援</p> <p><b>対象者</b> 農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等</p> <p><b>要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。</li> <li>・ 既存ハウスの補強等の被害防止対策に取り組む場合は、以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業継続計画の検討・策定、非常時の協力体制の整備を行っていること。</li> <li>イ 個々の経営体で事業継続計画を策定すること。</li> <li>ウ 取組対象者は収入保険に加入すること。</li> <li>エ 対象施設が園芸施設共済、又は民間保険に加入すること。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>補助率・補助対象</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業継続計画の検討及び策定等に要する費用 ⇒ 定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定や協力体制の整備に向けた検討会の開催 など</li> </ul> </li> <li>(2) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に要する費用 ⇒ 定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力施工講習会等の開催、技能習得のための研修会等の受講 など</li> </ul> </li> <li>(3) 既存ハウスの補強等に要する費用 ⇒ 1/2 以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハウス本体の補強、防風ネットの設置、融雪装置等の導入 など</li> </ul> </li> </ol> <p>※(3)については今後 10 年以上利用が見込まれるハウスが対象</p>



事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
畜産競争力強化対策整備事業 (畜産クラスター) (農林生産流通課)	市	—	—	—	<p>生産コストの削減，規模拡大，外部支援組織の活用，経営基盤継承の推進，肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励，優良な乳用後継牛の確保，畜産環境対策の推進等，地域が一体となって行う取組を支援</p> <p><b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産クラスター協議会（畜産農家のほか，地域の関係者で組織）</li> </ul> <p><b>要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>畜産クラスターの仕組みを活用し，畜産クラスター計画の実現を通じて，体質強化対策に資する取り組みであること。</li> <li>地域における平均飼養規模，宇都宮市酪農・肉用牛生産近代化計画における目標頭数規模，又は都道府県規模水準となるよう飼養頭羽数を増加し，若しくは規模を拡大すること，又は単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること。</li> </ol> <p><b>【支援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設整備事業 ⇒ 収益力強化などに必要な施設整備と家畜導入を支援 <b>補助率</b>：事業費の 1/2 以内（単位面積当たりの上限あり）</li> <li>機械導入事業 ⇒ 収益力の強化等に必要な機械の導入を支援 <b>補助率</b>：事業費の 1/2 以内</li> <li>調査・実証推進事業 ⇒ 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し，その効果を実証するために必要な調査・分析を支援 <b>補助率</b>：定額</li> </ol> <p>※(1), (2)については畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体であること</p>



**【法人化・組織化、担い手支援】**

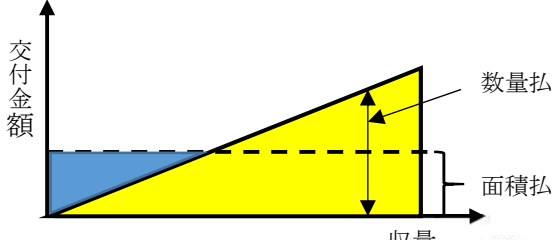
事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>稼げる農業 担い手確保成支援事業 (農業企画課)</p>	<p>市農業再 生協議会</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>農地の大区画化の推進と併せ、集落営農の組織化・法人化に向けた地域会合の開催や組織の設立を支援するとともに、法人化を含めた大規模経営に取り組む個人農家を支援</p> <p>1. 集落営農の育成 以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること (1) 3戸以上の農業者で組織して共同作業を行うこと (2) 5年以内に経理を一元化する計画があること (3) 経営面積が7ha以上であること <b>補助額</b>：1千円/10a（上限200千円） ※その他、集落内の検討会等の費用を支援</p> <p>2. 法人化を目指す集落営農の育成 以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること (1) 法人化を目指すこと (2) 共同販売経理を行うこと <b>補助額</b>：200千円/1組織 ※その他、法人化に向けた検討会等の費用を支援</p> <p>3. 法人化を目指す集落営農組織及び大規模経営に取り組む個人農家への経営力向上に向けた支援 ※専門家（中小企業診断士、税理士等）による指導・支援</p>
<p>とちぎ農業経営・就農支援 (河内農業振興事務所)</p>	<p>県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>規模拡大や法人化等の経営発展・改善をする上での悩み事や課題に対し、相談内容に応じて専門家を交えた支援チームの派遣等を行いながら、その課題等の解決に至るまで支援を実施</p> <p><b>必要書類</b> (1) 過去3年分の確定申告の提出 <b>【派遣可能な専門家】</b> 中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士、税理士 など</p>
<p>農業経営の第三者継承事業 (農業企画課)</p>	<p>市</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>後継者が確保できない農業者と農業経営を開始しようとする者とのマッチングを支援</p> <p><b>対象者</b> <b>【離農を検討している方】</b> (1) 果樹・施設園芸・畜産の単一経営で後継者がいない方 (2) 2年～5年以内に離農を考えている方 ※上記以外の経営体についても、状況に応じて支援します。 <b>【経営継承を希望する方】</b> (1) 果樹・施設園芸・畜産で営農を希望する方（※法人・個人問わず） (2) 強い意欲と責任感を持って農業経営に取り組める方</p>

【助成金・交付金】※担い手関係

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>新規就農者育成総合対策 【就農準備資金】 (河内農業振興事務所)</p> <p>※次年度、制度が変わる可能性 があります。</p>	県	—	—	—	<p>栃木県が認める研修機関（栃木県農業大学校、宇都宮市農業公社）で研修を行う就農希望者 で、一定の要件を満たす方に、就農前の研修期間中の所得を確保する資金を交付</p> <p><b>交付対象者</b></p> <p>(1) 就農ビジョンと研修の目的が明確であり、就農意欲が高い者 (2) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である者 (3) 研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者</p> <p><b>交付要件</b></p> <p>(1) 就農予定時の年齢が 50 歳未満であり、強い意欲を有していること (2) 独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農を目指すこと(※詳細あり) (3) 研修計画が一定の基準に適合していること (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと (5) 国の他の事業による給付を受けていないこと(※雇用保険等) (6) 過去に本事業及び農業次世代人材投資資金(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進 事業による資金の交付を受けていないこと (7) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること (8) 交付期間の開始、又は研修計画の承認申請までに傷害保険に加入していること ※海外研修により交付期間を延長する場合、担当部署に問い合わせください。 (9)原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム(農林水産省が経営発展・就 農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。)の初級コースなど、 農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。</p> <p><b>交付額・期間</b>: 1,650 千円/年、最長 2 年間</p>
<p>新規就農者育成総合対策 【経営開始資金】 (農業企画課)</p> <p>※次年度、制度が変わる可能性 があります。</p>	市	○	—	○	<p>一定の要件を満たす経営開始直後の新規就農者に対し、農業への定着を図ることを目的とし て、農業経営を開始してから安定するまでの資金を交付</p> <p><b>交付対象者</b></p> <p>(1) 次世代を担う農業者として強い意志と意欲を有し、経営の発展性の高い者 (2) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である者 (3) 地域の担い手として期待されている者 (4) 将来にわたって営農継続が期待される者</p> <p><b>交付要件</b></p> <p>(1) 独立・自営就農時の年齢が 50 歳未満の認定新規就農者 (2) 独立・自営就農であること (3) 親の経営の全部又は一部を継承する場合は、経営の多角化、新技術の導入など新規参入 者と同等のリスクを負うこと (4) 就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること (5) 地域計画のうち目標地図に位置付けられていること、若しくは位置付けられることが確 実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること (6) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は園芸施設共済等に参加すること (7) 国の他の事業による給付を受けていないこと(※雇用保険等) (8) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること (9) 就農する地域のコミュニティ活動等に協力する意思があること</p> <p><b>交付額・期間</b>: 1,650 千円/年、最長 3 年間</p> <p>※各年度、前年の世帯所得を確認し、600 万円を超える場合は、要件を満たさ ないため、その年の支給はなしとなります。</p>

**【助成金・交付金】 ※担い手関係**

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>経営継承・発展等支援事業 (農業企画課)</p> <p>※制度が変わる可能性があります。</p>	市	—	—	○	<p>中心経営体等である先代事業者から経営を継承した後継者が、さらにその経営を発展させようとする取組に係る費用の一部を補助</p> <p><b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体等である先代事業者（個人・法人問わず）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者問わず）</li> </ul> <p><b>要件（個人）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月1日以降に中心経営体等である先代事業者から主宰権の移譲を受けていること</li> <li>(1)の主宰権の移譲に際して、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと ※利用権設定などが結ばれていること</li> <li>後継者が税務申告を行っていること</li> <li>青色申告者であること</li> <li>家族農業経営の場合は、家族経営協定書を締結していること など</li> </ol> <p>※この他の要件についてはお問い合わせください。</p> <p><b>要件（法人）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げるア又はイの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法人経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合 法人が中心経営体等であり、令和6年1月1日以降に後継者へ主宰権の移譲をしていること</li> <li>イ 先代事業者（個人）からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合、先代事業者が中心経営体等であり、令和5年1月1日以降に後継者へ主宰権の移譲をしていること</li> </ul> </li> </ol> <p>※(2)以降の要件は個人と同じ</p> <p><b>補助額</b>：上限1,000千円</p> <p><b>補助対象経費</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>専門家謝金・旅費、2.研修費、3.機械装置導入費、4.広報費、5.展示会等出展費、6.開発・取得費、7.借料、8.設備処分費、9.委託費又は外注費</li> </ol> <p><b>【参考】</b>経営発展の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法人化、2.新たな品種・部門等の導入、3.認証取得、4.データ活用経営、5.就業規則の策定、6.経営管理の高度化、7.就業環境の改善、8.外部研修の受講、9.販路開拓、10.新商品開発 など</li> </ol>
<p>担い手育成金 (農業企画課)</p>	市	○	—	—	<p>宇都宮市の「担い手」となり「優れた農業者」として活躍されるよう一定の成果を挙げた者を対象に育成金を支給</p> <p><b>対象者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定新規就農者で、申請年度において50歳未満</li> <li>宇都宮市内で就農して1年以内の方</li> </ol> <p><b>交付要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5年間で「経営の確立」と「地域への貢献」について一定の成果を挙げる</li> </ul> <p><b>助成額</b>：最大1,200千円</p> <p><b>審査期間</b>：申請があった年度の4月1日より5年間</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容														
<p>経営所得安定対策 【ゲタ・ナラシ】 (農林生産流通課)</p> <p>※次年度、交付単価が変わる 可能性があります。</p>	市	○	○	—	<p>1. 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ)                      麦・大豆・そば等を生産する農業者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。                      対象者: 認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者                      (1) 数量払 (品質区分に応じて増減)</p> <table border="1" data-bbox="1144 328 1995 600"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>平均交付金額 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小麦 (※2)</td> <td>6,000 (5,590) 円/60 kg</td> </tr> <tr> <td>二条大麦</td> <td>5,220 (4,990) 円/50 kg</td> </tr> <tr> <td>六条大麦</td> <td>6,110 (5,710) 円/50 kg</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>10,910 (10,340) 円/60 kg</td> </tr> <tr> <td>そば</td> <td>16,730 (15,930) 円/45 kg</td> </tr> <tr> <td>なたね</td> <td>6,820 (6,410) 円/60 kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ( ) 内は、課税事業者向け平均交付単価                      ※2 小麦の平均交付額は、パン・中華めん用品種 (+2,300 円/60 kg) を含む単価                      (2) 面積払 (当年産の作付面積に応じて交付)                      交付額: 20,000 円/10a (そばについては、13,000 円/10a)</p> <p>&lt;数量払と面積払のイメージ&gt;</p>  <p>※「面積払」(先払)で支払われた金額は、数量払の支払時に差し引かれる。</p> <p>2. 米、畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ)                      対象作物を生産する農業者に対し、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。                      対象者: 認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者                      対象作物: 主食用米, 備蓄米, 醸造用玄米, 麦, 大豆, てん菜, でん粉原料ばれいしょ</p> <p>【注意】                      ア 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填 (負担割合⇒農業者1:国3)                      イ 収入保険との重複加入はできない                      ウ 令和4年産から「出荷・販売契約数量報告書」の提出が必要</p>	対象作物	平均交付金額 (※1)	小麦 (※2)	6,000 (5,590) 円/60 kg	二条大麦	5,220 (4,990) 円/50 kg	六条大麦	6,110 (5,710) 円/50 kg	大豆	10,910 (10,340) 円/60 kg	そば	16,730 (15,930) 円/45 kg	なたね	6,820 (6,410) 円/60 kg
対象作物	平均交付金額 (※1)																		
小麦 (※2)	6,000 (5,590) 円/60 kg																		
二条大麦	5,220 (4,990) 円/50 kg																		
六条大麦	6,110 (5,710) 円/50 kg																		
大豆	10,910 (10,340) 円/60 kg																		
そば	16,730 (15,930) 円/45 kg																		
なたね	6,820 (6,410) 円/60 kg																		

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容																																										
<p>水田活用の直接支払交付金  <b>【戦略作物助成】</b>  <b>【畑作物産地形成促進事業・</b>  <b>コメ新市場開拓等促進事業】</b>  <b>【畑地化促進事業】</b>                      (農林生産流通課)</p> <p>※次年度、交付単価が変わる 可能性があります。</p>	市	○	○	—	<p>1. 戦略作物助成                      水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の作付を支援  <b>対象者</b>：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農</p> <table border="1" data-bbox="1131 247 2078 502"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦・大豆・飼料作物(※)</td> <td>35,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>WC S用稲</td> <td>80,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>20,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料用米(多収品種)・ 米粉用米</td> <td>収量に応じ、55,000 円～105,000 円 (標準単価：80,000 円)</td> </tr> <tr> <td>飼料用米(一般品種)</td> <td>収量に応じ、55,000 円～<b>75,000 円</b> (標準単価：<b>65,000 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※多年生牧草で収穫のみ行う場合は、10,000 円/10a</p> <p>2. 畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業                      産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入                      などを行う場合に、取組面積に応じて支援</p> <table border="1" data-bbox="1131 657 2107 901"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象作物</th> <th>対象作期</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑作物</td> <td>麦, 大豆, 高収益作物(野菜等), 子実用とうもろこし</td> <td>基幹作</td> <td>40,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">米</td> <td>新市場開拓用米</td> <td>基幹作</td> <td>40,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>基幹作</td> <td>30,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>米粉用米</td> <td>基幹作</td> <td>90,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td><b>酒造好適米</b></td> <td><b>基幹策</b></td> <td><b>10,000 円/10a</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 農業者等が実需者と販売契約を締結することが必要                      ※2 当該事業に支援対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払い交付金の戦略作物助成                      及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分の対象面積から除外</p> <p>3. 畑地化促進事業…水田の畑地化に取り組む農業者を支援</p> <p>(1) 畑地化支援・定着促進支援 (単価は10a 当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1137 1093 2123 1356"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>畑地化支援 交付単価</th> <th>定着促進支援交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高収益作物(野菜, 果樹, 花き等)</td> <td><b>70,000 円</b></td> <td>一般向けの場合 20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括) 加工・業務向けの場合 30,000 円×5 年間又は 150,000 円(一括)</td> </tr> <tr> <td>畑作物(麦, 大豆, 飼料作 物(牧草等), そば等)</td> <td><b>70,000 円</b></td> <td>20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土地改良区決裁金等支援 (定額：上限 250,000 円/10a)                      令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対し、畑地化に伴い土地改良区に支                      払う必要が生じる経費(地区除外決裁金等)を支援</p>	対象作物	交付単価	麦・大豆・飼料作物(※)	35,000 円/10a	WC S用稲	80,000 円/10a	加工用米	20,000 円/10a	飼料用米(多収品種)・ 米粉用米	収量に応じ、55,000 円～105,000 円 (標準単価：80,000 円)	飼料用米(一般品種)	収量に応じ、55,000 円～ <b>75,000 円</b> (標準単価： <b>65,000 円</b> )	区分	対象作物	対象作期	交付単価	畑作物	麦, 大豆, 高収益作物(野菜等), 子実用とうもろこし	基幹作	40,000 円/10a	米	新市場開拓用米	基幹作	40,000 円/10a	加工用米	基幹作	30,000 円/10a	米粉用米	基幹作	90,000 円/10a	<b>酒造好適米</b>	<b>基幹策</b>	<b>10,000 円/10a</b>	対象作物	畑地化支援 交付単価	定着促進支援交付単価	高収益作物(野菜, 果樹, 花き等)	<b>70,000 円</b>	一般向けの場合 20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括) 加工・業務向けの場合 30,000 円×5 年間又は 150,000 円(一括)	畑作物(麦, 大豆, 飼料作 物(牧草等), そば等)	<b>70,000 円</b>	20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括)
対象作物	交付単価																																														
麦・大豆・飼料作物(※)	35,000 円/10a																																														
WC S用稲	80,000 円/10a																																														
加工用米	20,000 円/10a																																														
飼料用米(多収品種)・ 米粉用米	収量に応じ、55,000 円～105,000 円 (標準単価：80,000 円)																																														
飼料用米(一般品種)	収量に応じ、55,000 円～ <b>75,000 円</b> (標準単価： <b>65,000 円</b> )																																														
区分	対象作物	対象作期	交付単価																																												
畑作物	麦, 大豆, 高収益作物(野菜等), 子実用とうもろこし	基幹作	40,000 円/10a																																												
米	新市場開拓用米	基幹作	40,000 円/10a																																												
	加工用米	基幹作	30,000 円/10a																																												
	米粉用米	基幹作	90,000 円/10a																																												
	<b>酒造好適米</b>	<b>基幹策</b>	<b>10,000 円/10a</b>																																												
対象作物	畑地化支援 交付単価	定着促進支援交付単価																																													
高収益作物(野菜, 果樹, 花き等)	<b>70,000 円</b>	一般向けの場合 20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括) 加工・業務向けの場合 30,000 円×5 年間又は 150,000 円(一括)																																													
畑作物(麦, 大豆, 飼料作 物(牧草等), そば等)	<b>70,000 円</b>	20,000 円×5 年間又は 100,000 円(一括)																																													

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容																																																																													
水田活用の直接支払交付金 <b>【産地交付金】</b> (農林生産流通課)  ※次年度、交付単価が変わる 可能性があります。	市	○	○	—	4. 産地交付金 国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田収益力強化ビジョン」において支援内容を設定 (1) 県・市設定 ※1 (担い手) : 認定農業者・集落営農・認定新規就農者を指す。 <table border="1" data-bbox="1131 304 2107 991"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象作物</th> <th>対象作期</th> <th>交付単価※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td rowspan="3">露地野菜※2</td> <td>新規分(担い手)※1</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>32,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>既存分(担い手)</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>5,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>団地化</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>10,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>米粉用米</td> <td>基幹作</td> <td>1,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料用米</td> <td>基幹作</td> <td>3,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料用米(地域内流通)</td> <td>基幹作</td> <td>2,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>米粉用米, 加工用米(地域内流通)</td> <td>基幹作</td> <td>2,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>新市場開拓用米</td> <td>基幹作</td> <td>5,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>基幹作</td> <td>1,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>WCS 用稲</td> <td>基幹作</td> <td>1,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">市</td> <td>飼料用米・米粉用米の生産性向上</td> <td>基幹作</td> <td>5,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦・大豆の生産性向上(二条・大豆)</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>1,800 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦・大豆の生産性向上(小麦)</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>3,600 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦・大豆の生産性向上(組織加算)</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>1,300 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦・大豆・飼料作物の団地化</td> <td>基幹作・二毛作</td> <td>10,800 円/10a</td> </tr> <tr> <td>二毛作助成(麦, 大豆, 飼料作物, WCS 用稲, 飼料用米, 加工用米, そば, なたね)</td> <td>二毛作</td> <td>8,700 円/10a</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携助成(わら利用, 資源循環)</td> <td>基幹作・二毛作 (わら利用は, 基幹作)</td> <td>4,200 円/10a</td> </tr> </tbody> </table> ※2 加工用トマト, なす, ねぎ, たまねぎ, レタス, さといも, ほうれんそう, ばれいしょ, はくさい, だいこん, スイートコーン, うど, えだまめ, キャベツ, フロccoli, にんじん, かんしょ, ズッキーニの 18 種  (2) 各取組に応じた追加配分 <table border="1" data-bbox="1131 1150 2107 1342"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>取組内容</th> <th>対象作期</th> <th>追加交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そば, なたね</td> <td>作付の取組</td> <td>基幹作</td> <td>20,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>地力増進作物 ※1</td> <td>有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり</td> <td>基幹作</td> <td>20,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新市場開拓用米 ※2</td> <td>国内外の新市場開拓</td> <td>基幹作</td> <td>20,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>複数年契約(3年以上) ※3</td> <td>基幹作</td> <td>10,000 円/10a</td> </tr> </tbody> </table> ※1 「水稲作付面積の前年度からの減少分」と「地力増進作物の作付け面積の前年度からの増加分」を比較し、所定の計算方法により交付額を算定 ※2 輸出用として契約栽培する米穀など ※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象	区分	対象作物	対象作期	交付単価※1	県	露地野菜※2	新規分(担い手)※1	基幹作・二毛作	32,000 円/10a	既存分(担い手)	基幹作・二毛作	5,000 円/10a	団地化	基幹作・二毛作	10,000 円/10a	米粉用米	基幹作	1,000 円/10a	飼料用米	基幹作	3,000 円/10a	飼料用米(地域内流通)	基幹作	2,000 円/10a	米粉用米, 加工用米(地域内流通)	基幹作	2,000 円/10a	新市場開拓用米	基幹作	5,000 円/10a	加工用米	基幹作	1,000 円/10a	WCS 用稲	基幹作	1,000 円/10a	市	飼料用米・米粉用米の生産性向上	基幹作	5,000 円/10a	麦・大豆の生産性向上(二条・大豆)	基幹作・二毛作	1,800 円/10a	麦・大豆の生産性向上(小麦)	基幹作・二毛作	3,600 円/10a	麦・大豆の生産性向上(組織加算)	基幹作・二毛作	1,300 円/10a	麦・大豆・飼料作物の団地化	基幹作・二毛作	10,800 円/10a	二毛作助成(麦, 大豆, 飼料作物, WCS 用稲, 飼料用米, 加工用米, そば, なたね)	二毛作	8,700 円/10a	耕畜連携助成(わら利用, 資源循環)	基幹作・二毛作 (わら利用は, 基幹作)	4,200 円/10a	対象	取組内容	対象作期	追加交付単価	そば, なたね	作付の取組	基幹作	20,000 円/10a	地力増進作物 ※1	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり	基幹作	20,000 円/10a	新市場開拓用米 ※2	国内外の新市場開拓	基幹作	20,000 円/10a	複数年契約(3年以上) ※3	基幹作	10,000 円/10a
区分	対象作物	対象作期	交付単価※1																																																																															
県	露地野菜※2	新規分(担い手)※1	基幹作・二毛作	32,000 円/10a																																																																														
		既存分(担い手)	基幹作・二毛作	5,000 円/10a																																																																														
		団地化	基幹作・二毛作	10,000 円/10a																																																																														
	米粉用米	基幹作	1,000 円/10a																																																																															
	飼料用米	基幹作	3,000 円/10a																																																																															
	飼料用米(地域内流通)	基幹作	2,000 円/10a																																																																															
	米粉用米, 加工用米(地域内流通)	基幹作	2,000 円/10a																																																																															
	新市場開拓用米	基幹作	5,000 円/10a																																																																															
	加工用米	基幹作	1,000 円/10a																																																																															
	WCS 用稲	基幹作	1,000 円/10a																																																																															
市	飼料用米・米粉用米の生産性向上	基幹作	5,000 円/10a																																																																															
	麦・大豆の生産性向上(二条・大豆)	基幹作・二毛作	1,800 円/10a																																																																															
	麦・大豆の生産性向上(小麦)	基幹作・二毛作	3,600 円/10a																																																																															
	麦・大豆の生産性向上(組織加算)	基幹作・二毛作	1,300 円/10a																																																																															
	麦・大豆・飼料作物の団地化	基幹作・二毛作	10,800 円/10a																																																																															
	二毛作助成(麦, 大豆, 飼料作物, WCS 用稲, 飼料用米, 加工用米, そば, なたね)	二毛作	8,700 円/10a																																																																															
	耕畜連携助成(わら利用, 資源循環)	基幹作・二毛作 (わら利用は, 基幹作)	4,200 円/10a																																																																															
対象	取組内容	対象作期	追加交付単価																																																																															
そば, なたね	作付の取組	基幹作	20,000 円/10a																																																																															
地力増進作物 ※1	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり	基幹作	20,000 円/10a																																																																															
新市場開拓用米 ※2	国内外の新市場開拓	基幹作	20,000 円/10a																																																																															
	複数年契約(3年以上) ※3	基幹作	10,000 円/10a																																																																															

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容																								
<p align="center">農業構造改革事業 (農林生産流通課)</p> <p>※次年度，交付単価が変わる 可能性があります。</p>	<p align="center">市農業再生協議会</p>	<p align="center">○</p>	<p align="center">○</p>	<p align="center">○</p>	<p>食料自給率の向上に資する戦略作物の生産振興のほか，生産力の確保に向けて，農地のフル活用と収益性の高い作物の生産振興に取り組む。</p> <p><b>対象者</b>：販売目的で対象作物を生産する担い手※</p> <p>※担い手：認定農業者，集落営農，認定新規就農者</p> <p>※「3 露地野菜生産拡大事業」については，担い手であって，地域計画のうち目標地図に位置付けられている農業者を含む 3 人以上の機械の共同利用組織の構成員も対象とする。</p> <p><b>対象農地</b>：市内又は宇都宮市に隣接する市町の農地</p> <p><b>1. 米粉用米作付支援事業 [水田]</b></p> <p>要件：米粉用米を水田で作付すること。</p> <table border="1" data-bbox="1144 571 1803 644"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米粉用米</td> <td>1,000/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 麦・大豆生産拡大事業 [水田・畑地]</b></p> <p>要件：(1) 麦または大豆を水田で 1ha 以上作付けすること。 (2) 農産物検査法に基づく検査を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="1144 799 1803 943"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小麦</td> <td>600 円/60kg</td> </tr> <tr> <td>二条大麦</td> <td>600 円/50kg</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>500 円/60kg</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3. 露地野菜生産拡大事業 [畑地]</b></p> <p>要件：対象作物を水田及び畑地で 10a 以上作付すること。(交付金の算定は畑地のみの面積を対象とする。ただし，担い手ではない機械の共同利用組織の構成員は水田の面積も対象とする。)</p> <table border="1" data-bbox="1151 1158 1883 1337"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>畑</th> <th>水田</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手</td> <td align="center">○</td> <td align="center">×</td> <td>水田は産地 交付金該当</td> </tr> <tr> <td>機械の共同利用 組織の構成員</td> <td align="center">○</td> <td align="center">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>対象作物</b>：玉ねぎ，かんしょ</p> <p><b>交付単価</b>：10,000 円/10a (新規)，4,500 円/10a (継続)</p> <p>※実績などの確認に必要な書類等の提出については，申請者に別途ご案内します。 ※記載の交付単価は上限額です。予算額の範囲内で単価を調整することがあります。</p>	対象作物	交付単価	米粉用米	1,000/10a	対象作物	交付単価	小麦	600 円/60kg	二条大麦	600 円/50kg	大豆	500 円/60kg	対象者	畑	水田	備考	担い手	○	×	水田は産地 交付金該当	機械の共同利用 組織の構成員	○	○	
対象作物	交付単価																												
米粉用米	1,000/10a																												
対象作物	交付単価																												
小麦	600 円/60kg																												
二条大麦	600 円/50kg																												
大豆	500 円/60kg																												
対象者	畑	水田	備考																										
担い手	○	×	水田は産地 交付金該当																										
機械の共同利用 組織の構成員	○	○																											

**【助成金・交付金】※生産振興関係**

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地区に位置 付けられた者	事業内容			
優良繁殖雌牛導入事業 (農林生産流通課)	市	○	○	—	<p><b>対象者</b>：農業協同組合，和牛改良専門部会，認定農業者 等</p> <p><b>補助率</b>：事業費の3/10以内（上限額8万円/頭）</p> <p><b>補助対象</b>：繁殖基盤の強化と優良な和牛肥育素牛の生産拡大に有効であると判断される繁殖雌牛の導入に要する費用</p> <p><b>要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期待育種価のうち，枝肉重量または脂肪交雑がAであり，登録点数が81点以上を見込める牛または，全農とちぎが定める「県内産優良基礎雌牛保留推奨事業実施要領」，「矢板家畜市場高育種価繁殖子牛保留推奨要領」に基づき，選定された牛であること</li> <li>満9か月齢以上の繁殖雌牛を1頭以上増頭すること</li> </ul>			
家畜伝染病予防対策事業 (農林生産流通課)	市	—	—	—	<p><b>対象者</b>：宇都宮市畜産振興連絡会議，宇都宮市酪農組合，和牛改良専門部会，養豚専門部会，養豚経営体</p> <p><b>補助率</b>：事業費の3/10以内</p> <p><b>補助対象</b>：家畜の予防接種検査に要する費用</p> <p><b>要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳用牛：牛アカバネ病ワクチン，牛ヨーネ病検査</li> <li>和牛(繁殖)：牛アカバネ病ワクチン，牛伝染性リンパ腫検査</li> <li>和牛(子牛)：牛5種混合・牛ヘモフィルスソムナス感染症予防接種</li> <li>肉用牛：牛ヨーネ病検査</li> <li>豚：豚熱(CSF)ワクチン</li> </ul>			
農地の守り手・支え手 確保育成支援事業 (農業企画課)	市	—	—	○	<p>農地及び農村環境を維持するため，販売用作物を作付けするまでの間，景観形成作物または地力増進作物を作付けした場合に，交付金を交付</p> <p><b>対象者</b>：農地の守り手・支え手のうち市内在住又は市内に事業所がある者</p> <p><b>要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和8年度に販売用作物を作付けしないほ場に景観形成作物又は地力増進作物を作付けすること</li> <li>地力増進作物については，圃場へのすき込みを行うこと</li> <li>国の産地交付金(地力増進作物)の対象農地でないこと</li> </ol> <p><b>交付単価</b></p> <table style="border: none;"> <tr> <td>(1) 自己所有地：3千円/10a</td> <td rowspan="2">} ※1圃場につき，年1回の交付</td> </tr> <tr> <td>(2) 借入地：8千円/10a</td> </tr> </table> <p><b>対象作物</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>景観形成作物：菜の花，レンゲ，ひまわり，コスモス 等</li> <li>地力増進作物：ソルガム，エンバク，イタアンライグラス，クローバー類 等</li> </ol>	(1) 自己所有地：3千円/10a	} ※1圃場につき，年1回の交付	(2) 借入地：8千円/10a
(1) 自己所有地：3千円/10a	} ※1圃場につき，年1回の交付							
(2) 借入地：8千円/10a								

**【助成金・交付金】※農地関係**

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
担い手農地集積事業 (農業企画課)	市農業再生協議会	○	○	○	<p><b>要件</b>：農地中間管理機構を通じて、10年以上の利用権を設定し、出し手が国の機構集積協力金(地域集積協力金)の対象者であること。</p> <p><b>対象者</b>：目標地図に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者のうち、市内在中又は市内に事業所がある者</p> <p><b>交付単価</b>：15千円/10a(受け手のみ)</p>
農地集約化促進事業 (旧機構集積協力金交付事業) (農業企画課)	国	—	—	—	<p>1. <b>地域集約化実現タイプ</b> 目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付 <b>交付単価</b> 2.0～2.6万円/10a(農地バンクの活用率が80%越え)</p> <p>2. <b>集約化加速タイプ</b> (1)農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付 (2)生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付 <b>交付単価</b> (1):1.0～3.0円/10a (2):5.0万円</p>
遊休農地再生交付金 (農業企画課)	市農業再生協議会	—	—	○	<p>1. 農地いきいき再生支援事業(再生協議会事業：県費) <b>対象者</b>：所有権の移転(売買等)や使用貸借権の設定により遊休農地を再生利用する農業者又は農業者で構成する団体 <b>交付額</b>：再生事業※1 定額30千円/10a</p> <p>2. 遊休農地再生交付金(再生協議会事業：市・JA費) <b>対象者</b>：遊休農地を賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転等によって、耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等 ただし、当該農地において、戦略作物※2を生産する場合に限り、当該農地の所有者もこれに該当 <b>交付額</b>：草刈・耕起作業 定額18千円/10a</p> <p>※1「再生事業」…刈り払い、抜根、深耕、整地、土壌改良等 ※2「戦略作物」…麦、大豆、飼料作物、新規需要米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米</p>
水田大区画化等整備事業 (農業企画課)	市	—	—	—	<p>農地の機能向上や担い手への農地集積・集約化を促進し、農業生産性の高い基盤の確保を図るために、水田の大区画化等に要する経費の一部を補助 <b>対象者</b>：市内に農地を所有又は賃借を受けている農業者、農業法人、農事組合法人又は農業者が組織する団体</p> <p><b>要件</b>：事業実施後に1区画の農地面積が50a以上となる畦畔除去工事及び以下に掲げる付帯工事 (1)均平作業 (2)取水口、排水口の整備</p> <p><b>補助率</b>：事業に要した経費の1/2以内 ※1交付対象者当たり年間100万円が補助上限</p>

**【助成金・交付金】※鳥獣害関係**

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
わな購入支援事業 (農林生産流通課)	宇都宮市 鳥獣被害防止 対策協議会	—	—	—	<p>わな購入費用の一部を補助</p> <p><b>対象者</b>：市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人、団体</p> <p><b>補助率</b>：わな購入費の1/2以内（上限50千円）</p> <p><b>補助対象</b>：くくりわな、箱わな等</p> <p><b>補助要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲許可を受け、その期間内に購入すること。</li> <li>過去2年間に同一の補助を受けていないこと。</li> <li>市税を滞納していないこと。</li> </ol>
わな猟免許等取得支援事業 (農林生産流通課)	宇都宮市 鳥獣被害防止 対策協議会	—	—	—	<p>わな猟免許等取得費用の一部を補助</p> <p><b>対象者</b>：市内に住所または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人であり、わな猟免許が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録された者。</p> <p><b>補助率</b>：わな猟免許等取得に係る経費の1/2以内（上限10千円）</p> <p><b>補助対象</b>：わな猟免許試験料、予備講習受講料、狩猟者登録申請料等</p> <p><b>要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>わな猟免許取得年度内に申請したものに限り。</li> <li>市税を滞納していないこと。</li> </ol>
防護柵設置支援事業 (農林生産流通課)	宇都宮市 鳥獣被害防止 対策協議会	—	—	—	<p>イノシシなどからの農業被害を予防するために設置する防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の設置費用の一部を補助</p> <p><b>対象者</b>：市内に耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人、または、営農団体（構成員3名以上）。</p> <p><b>補助率</b>：防護柵設置費用の1/2以内 （上限 個人：45千円、団体：45千円に実施者数を乗じた額）</p> <p><b>補助対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業被害を予防するために設置する電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵等の100メートル以上の防護柵※老朽化等による再設置も対象</li> </ul> <p><b>要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設置個所が、市内であること。</li> <li>市税を滞納していないこと。</li> </ol>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>アグリビジネス 創出促進事業 (農林生産流通課)</p>	<p>うつのみや アグリネットワーク 運営委員会</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>宇都宮市産農産物等の農資源を活用した6次産業化等を推進するため、研究開発等に係る必要経費の一部を補助</p> <p><b>対象者</b></p> <p>(1) 新商品開発事業：「生産」、「加工」、「販売」等を行う農業者と商工業者等との連携体</p> <p>(2) チャレンジ事業：「生産」、「加工」、「販売」等を行う農業者、または経営を別にする農業者（法人を含む。）2戸以上で構成される連携体</p> <p><b>対象品目</b></p> <p>宇都宮市の農資源の全て（チャレンジ事業においてはいちご、梨、トマト、にら、アスパラガス、米を重点品目として設定）</p> <p><b>対象経費・補助率</b></p> <p>(1) 市場調査・分析に要する経費：2/3以内</p> <p>(2) 研究開発に要する経費：2/3以内</p> <p>(3) 販路開拓に要する経費：2/3以内</p> <p>(4) 機器購入（チャレンジ事業においては改装費含む）に係る経費：1/2以内</p> <p>※ 新商品開発事業における(4)機器購入への補助については、(1)、(2)及び(3)への補助金の総額を上限</p> <p><b>上限額</b></p> <p>(1) 新商品開発事業：上限 500 千円</p> <p>(2) チャレンジ事業：上限 700 千円※重点品目の場合は、上限額 1,000 千円</p> <p><b>主な要件</b></p> <p>(1) 宇都宮市産農産物等の農資源を活用した新商品の創出に向けての市場調査・分析、研究開発、販路開拓を含めた取組であること</p> <p>(2) 構成する農業者及び商工業者はうつのみやアグリネットワーク会員であることとし、市税等の滞納が無いこと</p> <p>(3) 宇都宮市の農業の振興に資するものであること</p> <p><b>【参考】</b> うつのみやアグリネットワークについて ⇒ 宇都宮産農産物の需要拡大と産業の振興を目的としたネットワーク</p> <p><b>取組内容</b></p> <p>(1) 異業種交流会※1の開催</p> <p>(2) 補助事業の実施による新商品の開発支援</p> <p>(3) 宇都宮市の農業の魅力PR</p> <p>※1 会員同士の連携促進を図る交流会</p> <p><b>会員要件</b></p> <p>・ 「宇都宮産農産物の需要拡大と産業の振興」という目的に賛同する企業・団体・個人</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>地場産農産物・販売店等 マッチング事業 (農林生産流通課)</p>	<p>宇都宮市地産 地消推進会議</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>宇都宮市内の農業者と飲食事業者、学校給食等の実需者とのマッチングを支援します。</p> <p><b>内 容</b>：宇都宮市産農産物の販路拡大や、生産規模の拡大などを目指す際に、宇都宮市産農産物の取扱いを希望する飲食店や食品加工業者、学校給食等を紹介</p> <p><b>応 募</b>：詳細は農林生産流通課マーケティンググループまでご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 取引の成立を保証するものではありません。</li> <li>※ 取引条件については、農業者と飲食関連事業者等との交渉により決定します。</li> <li>※ 要件によっては、紹介できない場合もあります。</li> </ul> <p><b>【地産地消のメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費者にとって <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元農業がより身近に感じる</li> <li>・ 新鮮でおいしい農産物を食べることができる</li> </ul> </li> <li>◆ 生産者にとって <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者に直接、農産物の販売やPRができる</li> <li>・ 生産側と購入側で、お互いの理解が深められる</li> </ul> </li> <li>◆ 販売者にとって <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新鮮な農産物を消費者に提供できる</li> <li>・ 地域密着の愛着あるお店になる</li> </ul> </li> <li>◆ 環境にとって <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者と生産地が近いほど、輸送に係る</li> <li>・ エネルギーが少ないため、環境への負荷が少ない</li> </ul> </li> </ul>
<p>農産物販売促進支援補助金 (農林生産流通課)</p>	<p>うつのみや アグリネットワーク 運営委員会</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>宇都宮市内生産者等の所得向上と宇都宮産農産物の認知度向上の実現するため、生産者等が自ら宇都宮産農産物の販売促進、販路拡大に取り組む際に係る経費の一部を補助</p> <p>1 産直ECサイト利用拡大支援事業</p> <p><b>対象事業</b></p> <p>ア スキルアップ支援事業 産直ECサイトでの販路拡大に必要となるマーケティング等の知識習得のための研修会等への参加費等の費用の一部を支援する事業</p> <p>イ ブランド力向上支援事業 顧客ニーズに合わせた商品開発に必要となる梱包資材等の作成(初回の版代及びデザイン費)に係る費用及び梱包に必要となる機材等の購入に要する費用の補助 (統一マークの使用が条件)</p> <p>2 販路開拓支援事業</p> <p><b>対象事業</b></p> <p>ア マーケティング実践チャレンジ事業 商談会やイベント・マルシェ等の農産物等の販売会参加に要する費用の一部を補助</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
<p>(続き) 農産物販売促進支援補助金 (農林生産流通課)</p>	<p>うつのみや アグリネットワーク 運営委員会</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>イ アグリビジネス創出促進事業 開発商品販路開拓事業 アグリビジネス創出促進事業で開発した商品の販路開拓のために参加する展示会、 商談会等への出展に要する費用の一部を補助</p> <p>3 輸出促進支援事業 <b>対象事業</b> ア 研修会等参加支援事業 農産物輸出に必要な貿易等の基礎知識習得に必要な研修会等への参加費等の 一部を支援する事業 イ 現地市場調査等支援事業 農産物輸出に必要な現地マーケット調査、輸出条件調査及びバイヤーや国内の輸出 代理店等との商談に要する費用の一部を支援する事業 ウ 海外展示会出展等に係るPR支援事業 海外での販路獲得や販路拡大のためプロモーションや海外展示会出展に要する費用 の一部を支援する事業</p> <p>4 【1/2】 宇都宮産農産物PR促進事（うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目） <b>対象事業</b> 【うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目（以下「ブランド農産物」という。） のPRに係る事業】 うつのみや農産物ブランド推進協議会推進品目生産団体等が、宇都宮市内外でブ ランド農産物のPR・販路拡大につながるイベント・マルシェ等を主催又はイベン ト・マルシェ等に参加する際に要する費用の一部を支援する事業</p> <p>4 【2/2】 宇都宮産農産物PR促進事業（宇都宮産農産物のPRに係る事業） <b>対象事業</b> 【宇都宮産農産物のPRに係る事業】 宇都宮産農産物の生産者、生産団体又は宇都宮農業協同組合が、宇都宮市内外で 宇都宮市内生産者等が3者以上（宇都宮農業協同組合は単独での開催を可能とす る。）参加する宇都宮産農産物のイベント・マルシェ等を主催又はイベント・マル シェ等に参加する際に要する費用の一部を支援する事業</p> <p>5 「うんまい統一マーク」普及拡大事業 <b>対象事業</b> 「うんまい統一マーク」を記載した宇都宮産農産物用の販売資材等の初回の版代 及びデザインに係る費用等の一部を支援する事業</p> <p>6 農産物直売所イメージアップ事業 <b>対象事業</b> 宇都宮市内に立地する農産物直売所等の改修及び農産物直売所で販売する農産物 の残留農薬の自主検査に係る費用の一部を支援する事業</p> <p>※ 対象者・対象経費・補助金額・利用制限などについては、農林生産流通課農産物消 費拡大Gへお問い合わせください。</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
とちぎびいなす Labo 推進 トライアル活動支援事業 (河内農業振興事務所)	県	—	—	—	<p>女性農業者が主役となり，農業経営や地域農業の課題解決に向けた構想を公募・選定し，構想実現に向けた取組を支援</p> <p><b>対象者</b>：女性農業者を中心に結成されたグループ等で，以下の全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同一世帯ではない農業者3名以上を構成員としていること</li> <li>② 女性が構成員の過半を占め，かつ，代表者は女性であること</li> <li>③ 代表者の定めがあり，かつ，規約の定めがあること</li> <li>④ 女性の構成員は「とちぎびいなす Labo 会員」に登録していること</li> </ol> <p><b>要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施主体自らが，新たな作物・作型の導入や販路開拓，地域貢献活動の立ち上げなど，経営発展や地域農業の活性化に向けて新たに取り組むものであること</li> <li>② 5年後の具体的な数値目標を設定し，事業完了後も継続的に取組が行われる見込みであること</li> <li>③ 女性が新規就農を目指すためのモデルとなり得る取組であり，取組成果の波及効果が期待できること</li> </ol> <p><b>補助率</b>：定額（上限150千円）  <b>対象経費</b>：種苗等購入費，展示会出展経費，広告宣伝費 等</p> <p>※事業実施期間及び公募期間については，所管する機関へお問い合わせください。</p>
<p>女性が変える 未来の農業推進事業</p> <p>※事業詳細 「<a href="http://myfarm.co.jp/women/">http://myfarm.co.jp/women/</a>」 をご確認ください。</p>	国	—	—	—	<p>女性農業者の能力の発揮等による農業の発展，地域経済の活性化のため，女性が働きやすい環境づくり，女性グループの活動推進，地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成，女性農業者の活動事例の普及等の取組を支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 女性活躍に向けた全国事業 <b>内容</b>：全国共通の研修コンテンツの作成や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援</li> <li>② 地域における女性活躍推進事業 <b>内容</b>：各都道府県において，地域の女性活躍の実績に応じ，女性農業者の育児と農作業のサポート活動等，女性が働きやすい環境の整備や，地域を牽引する女性リーダーの育成等，社会参画の推進に向けた取り組み支援</li> </ol> <p>【参考_令和4年度補正予算事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 女性が働きやすい環境の整備 <b>内容</b>：女性が働きやすい環境の整備に向けた簡易な改修やリース等による，男女別のトイレ，更衣室，託児スペース等の確保を支援</li> <li>② 地域の女性農業者グループの活動等支援 <b>内容</b>：女性農業者の居場所となる女性グループの立ち上げ，グループ活動の開始又は発展や女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信を支援</li> </ol>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容
農業インターンシップ事業 (宇都宮市農業公社)	市農業公社	—	—	—	<p>農業に関心があり、短期的な農業体験を希望する方を対象に、先進的な農家において概ね20日以内の実践的な農業実習を行うことにより、就農イメージを高め、農業体験を通し、自身に適した作物の選定を支援</p> <p><b>実施期間</b>：4月1日～随時対応  <b>体験品目</b>：いちご、トマト、アスパラガス、にら、露地野菜等  <b>人数・体験期間</b>：数名程度・概ね年間20日以内  <b>対象者</b>                      (1) 将来、宇都宮市内で就農を希望する者                      (2) 概ね18歳以上50歳未満の者</p>
認定就農研修制度 IN 先進農家 (宇都宮市農業公社)	市農業公社	—	—	—	<p>新規就農者が実践的な農業技術・経営を学ぶとともに、今後、地域の農業を担う人材としてのスキルを身に付ける場として、市公社が選定・斡旋する先進農家で実地研修を行う。</p> <p><b>研修品目</b>：いちご、トマト、アスパラガス、にら、梨の5品目  <b>要件</b>                      (1) 農業経営に意欲ある市内在住（予定）者                      (2) 就農時年齢が50歳未満の者（審査時は48歳以下）                      (3) 認定新規就農者（予定含む）                      (4) 農家出身者は自家農業と経営類型が異なること  <b>人数・研修期間</b>：5名程度・概ね1年以上、1年につき概ね1,200時間以上</p>
新規就農者生活資金貸付制度 (宇都宮市農業公社)	市農業公社	○	—	—	<p>新たに農業経営を開始した就農者に対し、就農初期段階の生活を支援するため、無利子の生活資金を貸付</p> <p><b>対象者</b>：認定新規就農者（50歳未満）  <b>貸付限度額</b>：2か年で120万円 ※連帯保証人必要  <b>償還期間</b>：10年以内（うち据置期間3年）</p>
青年等就農資金 (日本政策金融公庫) (各JA支所)	日本政策金融公庫 各JA支所	○	—	—	<p>新規就農者の定着を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営をするために必要な資金を長期、無利子で貸付することにより支援</p> <p><b>対象</b>：認定新規就農者  <b>貸付条件</b>：金利 無利子、償還期限(据置含む)17年以内                      据置期間 5年以内、貸付限度額 一般3,700万円(特認1億円)                      ※原則、融資対象物件以外の担保及び保証人は不要  <b>資金使途</b>：農業生産用施設、機械等の改良、造成取得、家畜・果樹等の導入                      借地料・賃借料の一括支払い、その他初期的経営費用                      ※ 農地取得のためには利用できない</p>

事業名 (問い合わせ先)	窓口機関	認定新規	認定農業者	目標地図に位置 付けられた者	事業内容																								
環境保全型農業直接支払交付金 (農林生産流通課)	市	—	—	—	<p>地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等 に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援</p> <p><b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の要件を満たす農業者の組織する団体、又は一定の条件を満たす農業者             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 販売を目的として生産を行っていること</li> <li>イ 「みどりチェック」チェックシートの各取組にチェックした上で、提出すること</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【対象となる取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料・化学合成農薬の使用を栃木県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う下表の取組を支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">交付単価：10a あたり</p> <table border="1" data-bbox="1189 544 2130 791"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>交付単価</th> <th>取組</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業</td> <td></td> <td>総合防除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そば等雑穀，飼料作物以外</td> <td>14,000 円</td> <td>そば等雑穀，飼料作物以外</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>そば等雑穀，飼料作物</td> <td>3,000 円</td> <td>そば等雑穀，飼料作物</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>3,600 円</td> <td>炭の投入</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>緑肥の施用(※) (カバークロップ，リビングマルチ等)</td> <td>5,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※主作物が水稻である場合は、長期中干し、湛水不実施、秋耕から 1 つ以上の取組を併せて実施すること 負担割合 国 1/2，県 1/4，市 1/4</p>	取組	交付単価	取組	交付単価	有機農業		総合防除		そば等雑穀，飼料作物以外	14,000 円	そば等雑穀，飼料作物以外	4,000 円	そば等雑穀，飼料作物	3,000 円	そば等雑穀，飼料作物	2,000 円	堆肥の施用	3,600 円	炭の投入	5,000 円	緑肥の施用(※) (カバークロップ，リビングマルチ等)	5,000 円		
取組	交付単価	取組	交付単価																										
有機農業		総合防除																											
そば等雑穀，飼料作物以外	14,000 円	そば等雑穀，飼料作物以外	4,000 円																										
そば等雑穀，飼料作物	3,000 円	そば等雑穀，飼料作物	2,000 円																										
堆肥の施用	3,600 円	炭の投入	5,000 円																										
緑肥の施用(※) (カバークロップ，リビングマルチ等)	5,000 円																												
生分解性マルチ， 多年張被覆資材導入支援事業 (農林生産流通課)	市農業技術 高度化 研究会	○	○	—	<p>1. 生分解性マルチの導入費用を補助 露地栽培に使用するマルチのうち、日本バイオプラスチック協会が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している生分解性マルチの導入費用を補助</p> <p><b>対象者</b>：認定農業者，認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の 3/10 以内 上限 200 千円</p> <p>各圃場において、1 作目の作付けに必要な分量が対象</p> <p>2. 多年張被覆資材の導入費用を補助 外張資材の天井・サイドに使用する資材の張替を対象とし、既存の被覆資材より長期間かつ耐用年数 3 年以上の被覆資材の導入費用を補助</p> <p><b>対象者</b>：認定新規就農者 <b>補助率</b>：事業費の 3/10 以内 上限 200 千円</p> <p><b>共通事項</b>：当該申請年度に収穫する作物に使用するために購入したもので、発注日，請求日，領収日，納品日のいずれかが前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月末日までに該当するもの</p>																								

# 索引



## あ

ICT水田水管理装置導入支援事業	p 10
アグリビジネス創出促進事業	p 24
「いちご王国・栃木」生産拡大等支援事業	p 6
園芸産地事業継続強化対策	p 12
園芸用パイプハウス整備事業	p 1
園芸用作業機械導入支援事業	p 1
園芸作物生産性向上対策事業	p 2
園芸用省エネ設備等導入支援事業	p 2

## か

稼げる農業担い手確保支援事業	p 14
家畜伝染病予防対策事業	p 21
環境保全型農業直接支払交付金	p 29
経営継承・発展等支援事業	p 16
経営資源有効活用リフォーム支援事業	p 9
経営所得安定対策【ゲタ・ナラシ】	p 17

## さ

産地生産基盤パワーアップ事業	p 9
施設園芸拡大整備支援事業	p 6
新規就農者育成総合対策・新規就農者確保緊急円滑化対策	
・経営発展支援事業・初期投資促進タイプ	p 11
・就農準備資金	p 15
・経営開始資金	p 15
女性が変わる未来の農業推進事業	p 27
新規就農者生活資金貸付制度	p 28
水田活用の直接支払交付金	
・戦略作物助成	p 18
・畑作物産地形成・コメ新市場開拓等促進事業	p 18
・畑地化促進事業	p 18
・産地交付金	p 19
水田大区画化等整備事業	p 22
青年等就農資金	p 28
生分解性マルチ、多年張被覆資材導入支援事業	p 29

## た

地域農業構造転換支援事業	p 8
畜産ICT機器導入支援事業	p 9
畜産競争力強化対策整備事業	p 13
地場産農産物・販売店等マッチング事業	p 25
土地利用型農業生産施設等整備事業	p 3
土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業	p 4
土地利用型園芸メガ産地育成強化事業	p 5
とちぎ農業経営・就農支援	p 14
とちぎびいなすLabo 推進トライアル活動支援事業	p 27

## な

担い手育成金	p 16
担い手農地集積事業	p 22
認定就農研修制度IN先進農家	p 28
農業インターンシップ事業	p 28
農業構造改革事業（市再生協事業）	
・米粉用米作付支援事業	p 20
・麦・大豆生産拡大事業	p 20
・露地野菜生産拡大事業	p 20
農業経営の第三者継承事業	p 14
農産物販売促進支援補助金	p 25
農地集約化促進事業（旧機構集積協力金交付事業）	p 22
農地の守り手・支え手確保育成支援事業	p 21
農地の守り手・支え手農業機械等導入支援事業	p 10
農地利用効率化等支援事業	p 8

## は

防護柵設置支援事業	p 23
-----------	------

## や

遊休農地再生交付金	p 22
優良繁殖雌牛導入事業	p 21

## わ

わな購入支援事業	p 23
わな猟免許等取得支援事業	p 23



## 【問い合わせ先】

機関名	電話番号	業務内容
宇都宮市役所 農業企画課 担い手・農地調整G	028-632-2454 " 2473	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手（認定農業者，認定新規就農者）の確保，育成に関すること</li> <li>・法人化・組織化に関すること</li> <li>・「地域計画」に関すること</li> <li>・遊休農地対策事業に関すること</li> <li>・農地中間管理事業（<b>農地集約化促進事業</b>）に関すること</li> <li>・各種補助事業に関すること</li> </ul>
宇都宮市役所 農業企画課 農業環境活性化G	028-632-2474 " 2475	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備事業に関すること</li> <li>・農道舗装事業に関すること</li> <li>・多面的機能支払交付金事業に関すること</li> <li>・かんがい排水施設整備事業に関すること</li> <li>・農業振興地域整備計画の適正管理に関すること</li> </ul>
宇都宮市役所 農林生産流通課 生産振興G	028-632-2457 " 2458 " 2466	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米麦大豆，野菜，花き，果樹，特用林産物の生産振興に関すること</li> <li>・畜産振興に関すること</li> <li>・家畜，家きんの防疫に関すること</li> <li>・農作物災害，被害対策に関すること</li> <li>・環境保全型農業の推進に関すること</li> <li>・各種補助事業に関すること</li> </ul>
宇都宮市役所 農林生産流通課 農産物消費拡大G	028-632-2842 " 2843	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつのみやアグリネットワークに関すること</li> <li>・農産物ブランド化推進事業に関すること</li> <li>・地産地消の推進に関すること</li> <li>・米普及事業に関すること</li> </ul>
宇都宮市役所 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策G	028-632-2476 " 2477	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣捕獲等の相談・許可に関すること</li> <li>・鳥獣被害防止対策協議会の運営に関すること</li> </ul>
栃木県河内農業振興事務所 経営普及部 経営指導課	028-626-3072	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の技術指導・生産振興</li> <li>・経営体への育成・支援</li> <li>・環境と調和した農業の推進</li> </ul>
（公財）宇都宮市農業公社	028-660-2701 " 2702	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の貸し借り・売買に関すること</li> <li>・農作業受委託に関すること</li> <li>・営農集団育成に関すること</li> <li>・新規就農者支援に関すること</li> </ul>
栃木県担い手育成総合支援協議会 （事務局：JA 栃木中央会）	028-616-8532	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の経営改善支援に関すること</li> <li>・集落営農に関すること</li> </ul>